

# I 重要事項説明書

特定教育・保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第5条に基づいて、当園があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

## 1 事業者の名称・代表者

事業者の名称	社会福祉法人 夢工房
事業者の所在地	〒659-0095 兵庫県芦屋市東芦屋町6番10号
事業者の電話番号・FAX	TEL 0797-23-9610 / FAX 0797-23-9620
代表者氏名	理事長 滝澤 功治

## 2 施設の名称・代表者、利用定員

種別	(保育所)					
名称	夢花保育園					
所在地	〒153-0065 東京都目黒区中町2丁目46番14号					
電話番号・FAX	TEL 03-3791-9614 / FAX 03-3791-9615					
施設長氏名	園長 下地 父母里					
開設年月日	平成 23年 4月 1日					
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3号認定			2号認定		
	6人	20人	22人	24人	24人	24人
				1号認定		
				人		

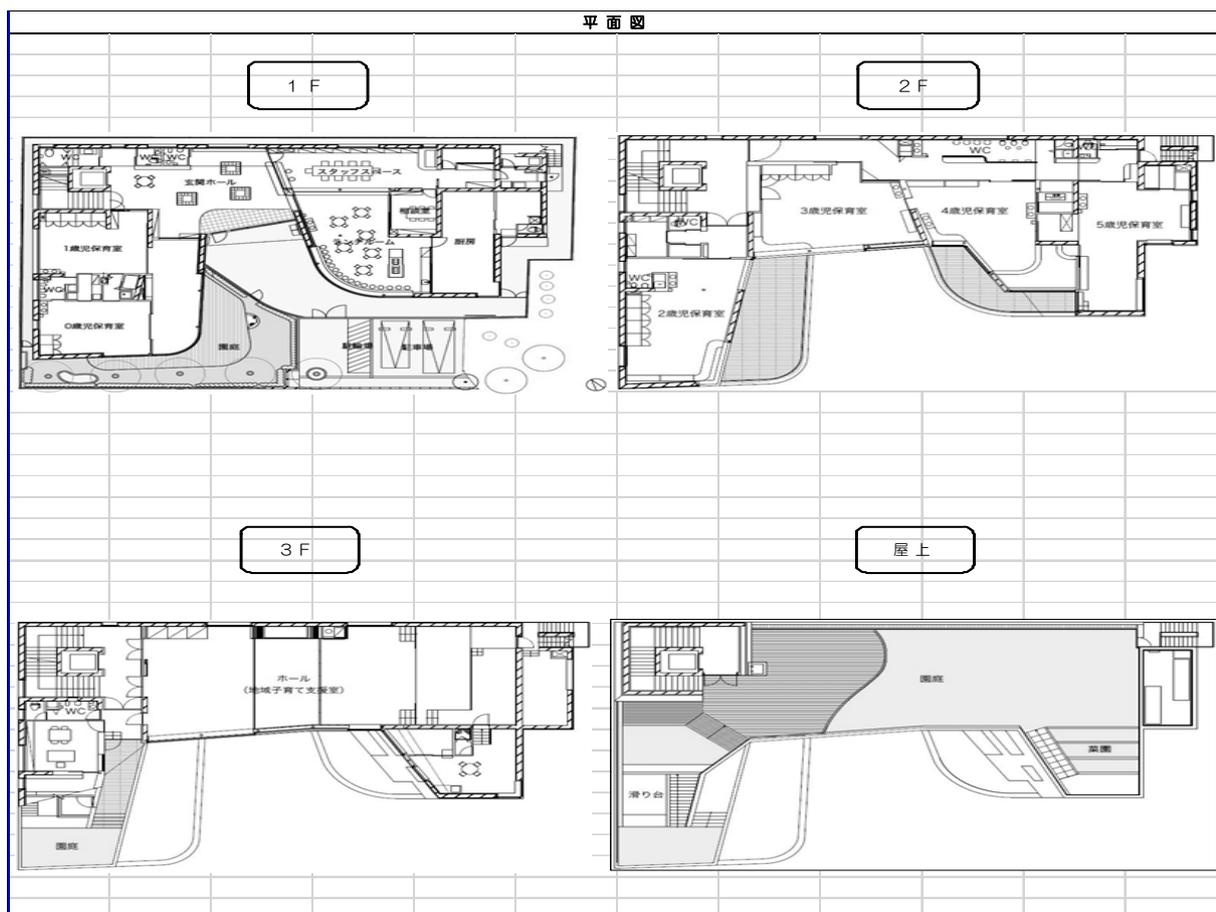
## 3 施設の目的・運営方

児童憲章	児童は、人として尊ばれる。 児童は、社会の一員として重んぜられる。 児童は、よい環境のなかで育てられる。
目的	当園の運営は健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意と能力を有する職員によって、乳幼児が適切に処遇され乳幼児の福祉を積極的に増進し、望ましい幼児教育の場を確立することにある。
保育理念	子どもたちの幸せのために、一人ひとりに寄り添い、生きる力の基礎を育む。 ～ 夢にあふれる未来づくり～
保育方針	① 愛情深く子どもに関わり、自己肯定感を育む。 ② 様々な体験を通して、自主性と想像力を育てる。 ③ 家庭的な温もりの中で、主体的な活動が出来る環境をつくる。 ④ 食を通じて、命の大切さと人としての喜びを伝える。 ～もっと もっと 遊んで、もっと もっと考えて、大きく 大きく 夢をふくらまそう～

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分らしく生きる子ども</li> <li>○ 感性豊かな子ども</li> <li>○ 身近な人の気持ちがわかる</li> </ul>
----	---

#### 4 施設・設備の概要

敷地面積		1151.04㎡		
園舎	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根3階建て		
	延床面積	1152.35㎡		
主な施設設備	乳児室	1室	110.09 m <sup>2</sup>	こりす(0歳児)、りす(1歳児)
	ほふく室	1室	m <sup>2</sup>	
	保育室	4室	222.41 m <sup>2</sup>	うさぎ(2歳児)、ぼんだ(3歳児) きりん(4歳児)、らいおん(5歳児)
	ランチルーム	1室	60.78 m <sup>2</sup>	
	遊戯室	1室	181.89 m <sup>2</sup>	
	調理室	1室	4.24 m <sup>2</sup>	
	沐浴室	1室	5.11 m <sup>2</sup>	
	幼児トイレ	11個	13.90 m <sup>2</sup>	
	事務室(医療室)			
			48.42 m <sup>2</sup>	
屋外遊戯場(園庭)		屋外遊戯場	338.37㎡(代替場所	公園)



## 5 職員配置の状況

(単位:人)

職員	常勤	非常勤	合計
園長	1		1
副園長	0		0
主任保育士	1		1
副主任保育士	3		3
保育士	16		16
保育補助	0	6	6
栄養士	4		4
調理員	0	1	1
看護師	1		1
事務員	1		1
その他(用務員等)	0	1	1
合計	27	8	35

## 6 保育・教育を提供する日、時間

保育時間			平日	土曜日	日曜日・ 祝日		
1号		延長 (朝)	/	/	/		
		通常					
		延長 (夕)					
2号 3号	標準時間	延長 (朝)	/	/	休園		
		通常				07時15分～18時15分	07時15分～18時15分
		延長 (夕)				18時15分～20時15分	なし
	短時間	延長 (朝)	07時15分～09時15分	07時15分～09時15分			
		通常	09時15分～17時15分	09時15分～17時15分			
		延長 (夕)	17時15分～20時15分	なし			

\*12月29日から1月3日は休園日となります。

\*表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

## 7 提供する保育・教育の内容

### (1) 特定教育・保育

支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

### (2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、法に規定する延長保育を提供します。

### (3) 食事の提供

園内の調理室で調理を行い、昼食及び午後のおやつを提供します。

乳児についてはこれに加え午前中に1回提供します。

### (4) その他保育に係る行事等

<毎日の流れの基本> 詳細

	0歳児(3号)	1・2歳児(3号)	3歳児以上(2号)	3歳児以上(1号)
7:15	開園(通常登園)			
8:00	おむつ交換	自由遊び		
9:00	おむつ交換 朝のおやつ	園内外遊び・設定保育		
10:00				
11:00	昼食			
12:00				
13:00	午 睡 [ 0・1・2・3歳児 : 午睡 ]			
14:00	4~5歳児 : 午睡、活動 ]			
15:00	おやつ			
16:00	自由遊び			
17:15	順次降園開始			
18:15	<延長保育・おやつ>			
19:00				
20:15				

<園外保育> 詳細はⅡ安全・安心な保育生活の為に

屋外園庭以外に、近隣にある五本木児童遊園、中央緑地公園などに、バギー等も利用しながら、安全を確保できる職員体制のもと、お散歩に行きます。

<年間計画> 詳細はⅡ安全・安心な保育生活の為に

- ① 4月の入園・進級式、3月の卒園式のほか、運動会、生活発表会、クリスマス会など四季折々の行事や遠足などを予定しています。保護者の皆様ご参加いただく行事もあります。
- ② 月別の予定は、年間行事計画に記載していますが、実施時期、内容に変更があることもありますので、ご了承ください。
- ③ また、行事等の詳細は決まり次第、園だよりや掲示板でお知らせしますので、ご確認ください。

## 8 利用料金

- 保育に係る利用者負担額(利用料)

東京都が定める利用料を目黒区にお支払いいただきます。

- 延長保育料(時間外保育料)

延長保育を利用された場合は、利用料を保育園にお支払いいただきます。

延長保育料 時間外保育料			18:16~19:15 ・ 19:16~20:15		19:15~20:15
			1時間延長	2時間延長	
	保育標準時間認定		¥6000	¥12000	軽食 ¥5000
	保育短時間認定		-	-	
スポット	短時間	7:15~8:15			
		¥500			
	短時間 ・ 標準時間	18:15~20:15			
		1時間	2時間		
		¥600	¥1100		

\*開園時間(平日 20:15、土曜日18:15)を過ぎてのご利用になった場合、5分超過することにより、一律で500円を徴収させていただきます。

- 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

① 毎月納めていただくもの

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額(月)	備考
布団クリーニング	○	○	○	○	○	○	510	
おむつ処理代	○	○	○	-	-	-	200	
絵本代	460	530	460	460	450	450		0-2希望者

② 新入・進級時に購入していただくもの

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額(円)	備考
カラー帽子	○	○	○	○	○	○	1,012	
連絡帳(0, 1, 2)	-	-	-					
スポーツ共済加入金	○	○	○	○	○	○	315	
遠足代						○	未定	希望者
ジャケット	-	-	-	○	○	○	12,100	
ズボン	-	-	-	○	○	○	9,460	
スカート	-	-	-	○	○	○	9,460	
半袖ブラウス	-	-	-	○	○	○	4,200	希望者
長袖ブラウス	-	-	-	○	○	○	7,260	希望者
体操服半袖Tレシャツ	-	-	-	○	○	○	2,860	
体操服長袖Tレシャツ	-	-	-	-	-	-	3,630	希望者
体操服ショートパンツ	-	-	-	○	○	○	2,200	
ポップリュック	-	-	-	-	-	-	5,610	希望者
ポップリュックL型	-	-	-	-	-	-	7,645	希望者
課外				○	○	○	6,000~	希望者

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に案内の上、徴収します。

※消費税の増税に伴い、変わる事があります。

※登降園服(制服)・体操着はお貸しできます。事務所までお声掛け下さい。

③ 支払方法

原則、口座振替と致します。

## 9 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育等の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が、小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

## 10 給食・食育について

### < 自園給食 >

食に興味を持ち、食べるのが大好きな子どもを目指して日々の給食提供・食育活動を行います。そのため、自園のオープンキッチン(子どもたちから見えるキッチン)で調理し、調理する姿や、おいしそうなおいを感じ、食欲を感じる自園給食にこだわっています。

### < 特別食(アレルギー)対応 >

- ① 食物アレルギーのある場合、集団給食で可能な限り個別対応いたします。誤食事故防止のため完全除去となります。また、調理工程上、単独での除去が難しい場合は他の食材と一緒に除去となる場合があります。新たな食材のアレルギー対応のお子様でした場合は、その食材も除去となる場合があります。
- ② アレルギー食をご希望の場合、医師による生活管理指導表を必ずご提出下さい。(解除の場合は解除届をご提出ください)
- ③ 原則は除去食ですが、必要な栄養価を満たせるよう、可能な限り代替食の対応をいたします。
- ④ 調味料(醤油・砂糖・サラダ油)が除去の場合など、お弁当持参対象となる場合がありますので、ご相談ください。
- ⑤ ご家庭の嗜好による食材除去は致しませんのでご了承ください。
- ⑥ その他の対応が必要な場合は、園にご相談ください。

### < 食育活動 >

- ① 保育の中で食べるのが大好きになる気持ちを育む事を目指しています。
- ② クッキングを行う場合は前もってお知らせいたします。以下のご協力をお願いいたします。
  - ・ エプロン、マスク、三角巾はクッキング実施日の3日前にお持ち下さい。
  - ・ 子どもの爪は必ず切り、マニキュア等は落として清潔な状態にしてください。
  - ・ 下痢や嘔吐の症状があるなど体調がすぐれない場合はお申し出ください。
- ③ 食べ物を持ち帰ることは衛生管理上できません。
- ④ 活動の様子は写真を撮って展示いたしますので、お迎えの際にご覧ください。

## 11 保育園と保護者との連携について

- 園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、個人懇談、活動の記録、園だよりなどを通じて、保護者の皆様のご理解とご協力を得られるように努めます。
- 地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、掲示板による地域向け育児情報の提供等の子育て支援事業を実施します。

## 12 健康管理と緊急時の対応について

- 常に、園児の健康に留意し、所管行政機関が指定する回数以上の健康診断を実施し、その結果を記録して置きます。
  - 職員については、年1回以上の健康診断を実施するとともに、細菌検査が必要な業務を行う職員については、毎月、検査を実施します。
  - 感染症や食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び所管行政機関が指定する基準に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。
  - 万一、保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、嘱託医へ連絡するなど、必要な措置を講じます。  
保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。
- (5) 当園では、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称(診療科)	上目黒ファミリークリニック
医師名	判治 直人
所在地	目黒区上目黒2丁目40番23号
電話番号	03-3716-0552
医療機関の名称(診療科)	風間歯科医院(歯科医)
医師名	風間 敏禎
所在地	目黒区祐天寺2丁目7番24号
電話番号	03-3715-0648

## 13 非常災害対策について

非常災害時等に当園がとるべき措置については、所管行政庁等の指導に基づき、保育の中止や緊急避難を行いますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

暴風雨警報発令時	メール連絡によりお知らせします 登園後に発令された場合は、速やかにお迎えをお願いします。 登園前は自宅待機を、お願い致します。
避難勧告・避難指示 特別警報発令時	<b>ゴモンの一斉配信機能</b> によりお知らせします 登園後に発令された場合は、状況を見て、指定場所へ緊急避難しますので、 速やかにお迎えをお願いします。 登園前は自宅待機を、お願い致します。
大規模地震警戒宣言 発令時	<b>ゴモンの一斉配信機能</b> によりお知らせします
避難訓練	月に1度、火事・地震・津波を想定した訓練や指定場所への避難訓練を行います。

## 14 防犯、事故防止のための措置

- (1) 防犯訓練を実施し、不審者が園に来た際の対応を園児に教えています。
- (2) 事故が起こったときは「事故報告書」、事故が起こりそうだった時は「ヒヤリハット報告書」を作成し、職員で情報を共有することで、事故の予防、再発防止に努めています。

## 15 賠償責任保険の加入状況

在園児の不慮の事故に備えて、以下の保険に加入しています。

	保険の種類	内 容
東京海上日動火災保険株式会社	普通傷害	死亡/後遺症傷害 ¥2,300,000
東京海上日動火災保険株式会社	賠償責任	施設賠償(対人・生産物) ¥1,000,000,000 /1名・1事故

上記とは別に、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。保育園の管理下において児童が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者様に対して行う公的給付制度になります。

## 16 虐待防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

## 17 個人情報の取り扱いについて

当園では、園児又は第三者の生命、身体に危険がある場合等や警察機関等の命令がある場合を除き、小学校などの教育機関等に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ、保護者様の同意を得て行います。

## 18 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏 名 主任 廣瀬 麻美・松下 萌花	電話 03-3791-9614
相談・苦情解決責任者	氏 名 園長 下地 父母里	電話 03-3791-9614
第三者委員	氏 名 芝野 稔	役職・肩書等 公認会計士
	連絡先	daisansya.shibano@gmail.com
	氏 名 下川 仁夫	役職・肩書等 社福)甲山福祉センター 顧問
	連絡先	daisansya.shimokawa@gmail.com